

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 貸借対照表</p> <p>第一節〜第三節 (略)</p> <p>第四節 純資産</p> <p>第一目 (略)</p> <p>第二目 株主資本(第六十条―第六十六条の二)</p> <p>第三目 評価・換算差額等(第六十七条)</p> <p>第四目 新株予約権(第六十八条)</p> <p>第五目 雑則(第六十八条の二―第六十八条の四)</p> <p>第三章 損益計算書</p> <p>第一節〜第四節の二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第五節 (略)</p> <p>第四章 株主資本等変動計算書</p> <p>第一節 総則(第九十九条・第一百条)</p> <p>第二節 株主資本(第一百一条・第一百二条)</p> <p>第三節 評価・換算差額等(第一百三三条・第一百四条)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 貸借対照表</p> <p>第一節〜第三節 (略)</p> <p>第四節 資本</p> <p>第一目 (略)</p> <p>第二目 資本金(第六十条―第六十二条)</p> <p>第三目 資本剰余金(第六十三条・第六十四条)</p> <p>第四目 利益剰余金(第六十五条―第六十六条)</p> <p>第五目 雑則(第六十七条―第六十八条の三)</p> <p>第三章 損益計算書</p> <p>第一節〜第四節の二 (略)</p> <p>第四節の三 当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額(第九十五条の六)</p> <p>第五節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第四節 新株予約権(第一百五条)

第五節 注記事項(第一百六条—第一百九条)

第六節 雑則(第一百九条の二)

第五章 キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則(第一百十条—第一百十二条)

第二節 キャッシュ・フロー計算書の記載方法(第一百十三条—第一百十六条)

第三節 雑則(第一百十七条—第一百十九条)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第六章 附属明細表(第一百二十条—第一百二十六条)

第七章 (略)

(適用の一般原則)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、又は同条第六項(これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」という。))についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場

(新設)

(新設)

(新設)

第四章 キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則(第九十九条—第一百一条)

第二節 キャッシュ・フロー計算書の記載方法(第一百二条—第一百五条)

第三節 雑則(第一百六条—第一百八条)

第五章 利益処分計算書又は損失処理計算書

第一節 総則(第一百十条—第一百十一条)

第二節 利益処分計算書(第一百十二条—第一百十四条)

第三節 損失処理計算書(第一百十五条—第一百十六条)

第六章 附属明細表(第一百十七条—第一百二十六条)

第七章 (略)

(適用の一般原則)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、又は同条第六項(これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」という。))についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場

合を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類(以下「財務書類」という。)のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。)
)及び附属細表(以下「財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3 (略)

(特定事業を営む会社に対するこの規則の適用)

第二条 別記に掲げる事業(以下「別記事業」という。)を営む株式会社又は指定法人が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁この規則に準じて制定した財務諸表準則(以下「準則」という。)
)がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十条まで及び第一百条から第二百一十一条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項に

合を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類(以下「財務書類」という。)のうち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。)
)及び附属細表(以下「財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3 (略)

(特定事業を営む会社に対するこの規則の適用)

第二条 別記に掲げる事業(以下「別記事業」という。)を営む株式会社又は指定法人が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁この規則に準じて制定した財務諸表準則(以下「準則」という。)
)がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第六条、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び第一百条から第一百八条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定め

については、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用)

第二条の二 特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十条まで及び第一百十条から第一百二十一条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

第六条 削除

のない事項については、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用)

第二条の二 特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第六条、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十条の二まで及び第一百十条から第一百十八条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

(報告様式)

第六条 法の規定により提出される貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書の様式は、報告様式によるものとする。

(定義)

第八条 (略)

253 (略)

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社とは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。

一 他の会社等(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社

イ (略)

ロ 役員、自己の業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当

(定義)

第八条 (略)

253 (略)

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社とは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。

一 他の会社等(会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社

イ (略)

ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その

該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ〜ホ (略)

三 (略)

5 (略)

6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等）その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員、自己の業務を執行する社員若しくは使用人である者、

他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ〜ホ (略)

三 (略)

5 (略)

6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 子会社以外の他の会社等（会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社）その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己

又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロゝホ (略)

三 (略)

7
21 (略)

22 この規則において、「自社の株式」とは、財務諸表提出会社の株式をいう。

23 この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払いにより、原資産である当該会社の株式を取得する権利をいう。）をいう。

24 この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプション（前項に規定する自社株式オプションをいう。以下同じ。）のうち、財務諸表提出会社が従業員等（財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人のほか、財務諸表提出会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。）に、報酬（労働や業務執行等の対価として財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。）として付与するものをいう。

（重要な会計方針の記載）

第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び
手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（

が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロゝホ (略)

三 (略)

7
21 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

（重要な会計方針の記載）

第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び
手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（

次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一〇十一 (略)

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第八条の十四 ストック・オプション若しくは自社株式オプションを

付与又は自社の株式を交付している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、別段の定めがある場合はこの限りでない。

一 役務の提供を受けた場合には、当該事業年度における費用計上額及び科目名

二 財貨を取得した場合には、その取引における資産計上額又は費用計上額及び科目名

三 権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した金額

2 前項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ストック・オプションに関する注記)

第八条の十五 前条の規定のほか、ストック・オプションの内容、規

次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、利益処分計算書又は損失処理計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一〇十一 (略)

(新設)

(新設)

模及びその変動状況として次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数
 - 二 株式の種類別のストック・オプションの数
 - イ 付与数
 - ロ 当事業年度における権利不確定による失効数
 - ハ 当事業年度における権利確定数
 - ニ 前事業年度末及び当事業年度末における権利未確定残数
 - ホ 当事業年度における権利行使数
 - ヘ 当事業年度における権利不行使による失効数
 - ト 前事業年度末及び当事業年度末における権利確定後の未行使残数
 - 三 付与日
 - 四 権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）
 - 一 対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）
 - 二 権利行使期間
 - 三 権利行使価格
 - 四 付与日における公正な評価単価
 - 五 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使時の株価の平均値
- 2 前項の注記は、次のいずれかの方法で記載しなければならない。
- 一 契約単位で記載する方法

- 3 | 二 | 複数契約を集約して記載する方法
- 3 | 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるストック・オプションについては、複数契約を集約して記載してはならない。
 - 一 | 付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプション
 - 二 | 株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション
 - 三 | 権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション
- 4 | 当事業年度に付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションについては、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載しなければならぬ。ただし、使用した算定技法及び使用した主な基礎数値の見積方法の内容が同一のものについては集約して記載することができる。
- 5 | スtock・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しなければならぬ。
- 6 | 未公開企業がストック・オプションを付与している場合には、公正な評価単価の見積方法として、その価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法について記載しなければならない。
- 7 | スtock・オプションの単位当たりの本源的価値(ストック・オ

プシオンが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいう。以下この項において同じ。) による算定を行った場合には、事業年度末における本源的価値の合計額及び当該事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額を注記しなければならない。

8| スtock・オプションの条件変更を行った結果、ストック・オプションの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について注記しなければならない。条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となつたため、公正な評価単価の見直しを行わなかつた場合には、その旨を注記しなければならない。

9| 第一項から前項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記)

第八條の十六 第八條の十四の規定のほか、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、前条第一項各号に掲げる事項のうち該当する事項について、前条に準じて記載しなければならない。この場合において、提供を受けた役務又は取得した財貨の内容及び役務の対価又は財貨の取得価額の算定を当該役務又は財貨の公正な評価額によつた

(新設)

ときには、その旨を注記しなければならない。

2 自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に対価性がない場合には、その旨及び対価性がないと判断した根拠を記載しなければならない。

3 第一項及び第二項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(継続企業の前提に関する注記)

第八条の十七 (略)

(注記の方法)

第九条 (略)

2 前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(資産、負債及び純資産の分類)

第十二条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

第十八条 親会社株式(会社法第百三十五条第二項及び第八百条第一

ときには、その旨を注記しなければならない。

2 自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に対価性がない場合には、その旨及び対価性がないと判断した根拠を記載しなければならない。

3 第一項及び第二項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(継続企業の前提に関する注記)

第八条の十四 (略)

(注記の方法)

第九条 (略)

2 前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、利益処分計算書又は損失処理計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(資産、負債及び資本の分類)

第十二条 資産、負債及び資本は、それぞれ資産の部、負債の部及び資本の部に分類して記載しなければならない。

第十八条 親会社株式(商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会

項の規定により親会社の発行したものに限る。第三十一条第一号及び第三十二条の二において同じ。)のうち貸借対照表日後一年以内
に処分されると認められるものは、流動資産に親会社株式の科目を
もつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少であ
る場合には、注記によることができる。

第三十二条の二 親会社株式のうち第十八条に規定するもの以外のも
のは、投資その他の資産に親会社株式の科目をもつて別に掲記しな
ければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記に
よることができる。

(繰延資産の範囲)

第三十六条 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差
金及び開発費は、繰延資産に属するものとする。

(繰延資産の区分表示)

第三十七条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い
、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
い。

- 一～六 (略)
- (削る)

社及び同条第三項の規定により親会社となる会社の発行したものに
限る。第三十一条第一号において同じ。)は、流動資産に親会社株
式の科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額
が僅少である場合には、注記によることができる。

第三十二条の二 削除

(繰延資産の範囲)

第三十六条 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差
金、開発費及び建設利息(商法第二百九十一条第一項の規定により
株主に配当した利息をいう。以下同じ。)は、繰延資産に属するも
のとする。

(繰延資産の区分表示)

第三十七条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い
、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
い。

- 一～六 (略)
- 七 建設利息

2 (略)

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〇十 (略)

2〇4 (略)

第五十条 前条第一項第十号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第五号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(関係会社に対する負債の注記)

第五十五条 関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛

2 (略)

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〇十 (略)

2〇4 (略)

第五十条 前条第一項第十号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 前条第一項第五号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(関係会社に対する負債の注記)

第五十五条 関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛

金の合計額が負債及び資本の合計額の百分の一を超える場合には、当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する支払手形又は買掛金のいずれかの金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2 関係会社との取引に基づいて発生した債務（支払手形、買掛金及び第五十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

3 前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が、負債及び純資産の合計額の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

第四節 純資産

(純資産の分類)

第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

第二目 株主資本

金の合計額が負債及び資本の合計額の百分の一を超える場合には、当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する支払手形又は買掛金のいずれかの金額が負債及び資本の合計額の百分の一以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2 関係会社との取引に基づいて発生した債務（支払手形、買掛金及び第五十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

3 前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が、負債及び資本の合計額の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

第四節 資本

(資本の分類)

第五十九条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

第二目 資本金

(株主資本の分類)

第六十条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

(資本金の表示)

第六十一条 資本金は、資本金の科目をもつて掲記しなければならない。

(新株式申込証拠金の表示)

第六十二条 申込期日経過後における新株式申込証拠金は、第六十条の規定にかかわらず、資本金の次に別に区分を設け、新株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

2 (略)

(削る)

(資本剰余金の区分表示)

第六十三条 (略)

2 (略)

(削る)

(資本金の表示)

第六十条 資本金は、資本金の科目をもつて掲記しなければならない。

(資本金に関する注記)

第六十一条 会社が発行する株式及び発行済株式の種類及び総数は、注記しなければならない。

(新株式払込金等の表示)

第六十二条 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金は、第五十九条の規定にかかわらず、資本金の次に別に区分を設け、新株式払込金又は新株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

2 (略)

第三目 資本剰余金

(資本剰余金の区分表示)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号のその他資本剰余金に属する資本剰余金については、当該資本剰余金の発生源を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第六十四条 削除

(削る)

(利益剰余金の区分表示)

第六十五条 利益剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 (略)

二 その他利益剰余金

(削る)

2 (略)

3 その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づく設定目的を示す科目又は繰越利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

(削る)

(資本準備金による欠損てん補の注記)

第六十四条 当該事業年度開始の日前二年以内に資本準備金又は前条第二項に規定する準備金で欠損てん補を行った場合には、当該準備金の名称、欠損てん補に充当された金額及び欠損てん補を行った年月(当該処分に係る決算について株主総会の承認があつた年月)を注記しなければならない。

第四目 利益剰余金

(利益剰余金の区分表示)

第六十五条 利益剰余金に属する剰余金又は損失金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 (略)

二 任意積立金

三 当期末処分利益又は当期末処理損失

2 (略)

(新設)

第六十五条の二 第六十四条の規定は、当該事業年度開始の日前二年

(自己株式の表示)

第六十六条 自己株式は、株主資本に対する控除項目として利益剰余金の次に自己株式の科目をもつて掲記しなければならない。

(自己株式申込証拠金の表示)

第六十六条の二 自己株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金は、第六十条の規定にかかわらず、自己株式の次に別に区分を設け、自己株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

第三目 評価・換算差額等

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第六十七条 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 その他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。)

二 繰延ヘッジ損益(ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。)

以内に利益準備金又は前条第二項に規定する準備金で欠損てん補を行つた場合に準用する。

第六十六条 第六十五条第二号の任意積立金に属する剰余金については、減債積立金、配当平均積立金等の当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(新設)

第五目 雑則

(資本の欠損の注記)

第六十七条 純資産額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

一 第六十二条第一項に規定する新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金

二 第六十八条の二に規定する土地再評価差額金

三 土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。）

第四目 新株予約権

（新株予約権の表示）

第六十八条 新株予約権は、新株予約権の科目をもつて掲記しなければならない。

2 自己新株予約権は、新株予約権から控除しなければならない。ただし、新株予約権に対する控除項目として新株予約権の次に自己新株予約権の科目をもつて掲記することを妨げない。

第五目 雑則

（配当制限に関する注記）

第六十八条の二 会社法第四百六十一条第二項第四号及び会社計算規則（平成十七年法務省令第十三号）第八十六条に規定する額は注記しなければならない。

2 会社法以外の法律の規定により、会社計算規則第八十六条第一号から第八号までの規定による制限と同一の内容の制限を受けるも

三 第六十八条の二の二に規定するその他有価証券評価差額金

（新設）

（配当制限に関する注記）

第六十八条 商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第二百一十四条第一号に規定する超過額及び同条第三号に規定する純資産額は、注記しなければならない。

2 商法以外の法律の規定により、商法第二百九十条第一項の規定による制限と同一の内容の制限を受けるものがある場合には、前項の規定を準用する。

3 契約により、利益の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。

（新設）

（再評価差額金の表示）

第六十八条の二 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金は、第五十九条の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、土地再評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

がある場合には前項の規定を準用する。

3 契約により、利益の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。

(指定法人の純資産の記載)

第六十八条の三 指定法人が貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(その他有価証券の評価差額の表示)

第六十八条の二の二 資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額は、第五十九条の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

(自己株式払込金等の表示)

第六十八条の二の三 自己株式の処分に係る払込金又は申込期日経過後における申込証拠金は、第五十九条の規定にかかわらず、自己株式の前に別に区分を設け、自己株式払込金又は自己株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

(自己株式の表示)

第六十八条の二の四 自己株式は、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載しなければならない。

(自己株式の保有数の注記)

第六十八条の二の五 会社が保有する自己株式の数、株式の種類ごと

(一株当たり純資産額の注記)

第六十八条の四 (略)

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第九十五条の五の二 (略)

2・3 (略)

4 貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当事業年度において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前項第二号に掲げる事項(前項ただし書により記載を要しない場合を除く。)

三 当事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における当事業年度に係る一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額

に注記しなければならない。

(一株当たり純資産額の注記)

第六十八条の三 (略)

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第九十五条の五の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(削る)

(削る)

第四章 株主資本等変動計算書

第一節 総則

(株主資本等変動計算書の記載方法)

第九十九条 株主資本等変動計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 | 株主資本等変動計算書は、様式第四号により記載するものとする。

(株主資本等変動計算書の区分表示)

第四節の三 当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額

(当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額の表示)

第九十五条の六 当期純利益金額又は当期純損失金額に前期繰越利益金額若しくは前期繰越損失金額、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しによる利益金額、商法第二百八十九条第二項の規定により減少した利益準備金の額、自己株式処分差損、自己株式消却額又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配(以下「中間配当」という。)の金額及び中間配当に伴う利益準備金の積立金額を加減した額を、当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額として表示しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第百条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

(新設)

2 株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該区分及び科目は、前事業年度末及び当事業年度末の貸借対照表における純資産の部の区分及び科目と整合していなければならない。

第二節 株主資本

(新設)

第百一条 株主資本は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

(新設)

2 株主資本に記載される科目の当事業年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3 剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4 当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第百二条 その他利益剰余金は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

(新設)

第三節 評価・換算差額等

(新設)

第百三条 評価・換算差額等は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

(新設)

2 評価・換算差額等に記載される科目は、当事業年度変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第百四条 評価・換算差額等は、第百条第二項の規定にかかわらず、

(新設)

科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第四節 新株予約権

(新設)

第百五条 新株予約権は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

(新設)

2 新株予約権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節 注記事項

(新設)

(発行済株式に関する注記)

第百六条 発行済株式の種類及び総数について、次の各号に定める事項を注記しなければならない。

(新設)

- 一 発行済株式の種類ごとに、前事業年度末及び当事業年度末の発行済株式総数並びに当事業年度に増加又は減少した発行済株式数
- 二 発行済株式の種類ごとの変動事由の概要

2 前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(自己株式に関する注記)

第百七条 自己株式の種類及び株式数については、次の各号に定める事項を注記しなければならない。

(新設)

- 一 自己株式の種類ごとに、前事業年度末及び当事業年度末の自己株式数並びに当事業年度に増加又は減少した自己株式数
- 二 自己株式の種類ごとの変動事由の概要

(新株予約権等に関する注記)

第百八条 新株予約権については、次の各号に定める事項を注記しなければならない。

(新設)

- 一 新株予約権の目的となる株式の種類
- 二 新株予約権の目的となる株式の数
- 三 新株予約権の事業年度末残高

2| 前項第一号及び第二号の事項の記載は、第八条の十四から第八条の十六の規定により注記されるものを除くものとする。

3| 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の前事業年度末及び当事業年度末の数、当事業年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当事業年度末の発行済株式総数(自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4| 第一項から前項までの規定は自己新株予約権について準用する。

5| 第一項から前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(配当に関する注記)

第百九条 配当については、次の各号に定める事項を注記しなければならない。

- 一 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、一株当たり配当額、基準日及び効力発生日
- 二 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日並びに効力発生日
- 三 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものについては、配当の原資及び第一号又は第

(新設)

二号に準ずる事項

- 2 前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第六節 雑則

第百九条の二 指定法人が、株主資本等変動計算書を作成する場合には、この規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第五章 キャッシュ・フロー計算書

第百十条 (略)
(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

- 2 キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載するものとする。

(キャッシュ・フロー計算書の作成の対象)

第百十一条 (略)

(キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第百十二条 (略)

(新設)

(新設)

第四章 キャッシュ・フロー計算書

第百九条 (略)
(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

- 2 キャッシュ・フロー計算書は、様式第四号又は第五号により記載するものとする。

(キャッシュ・フロー計算書の作成の対象)

第百条 (略)

(キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第百一条 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百十三条 (略)

(投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百十四条 第百十二条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券(現金同等物を除く。以下この条において同じ。)の取得による支出、有価証券の売却による収入、有形固定資産の取得による支出、有形固定資産の売却による収入、投資有価証券の取得による支出、投資有価証券の売却による収入、貸付けによる支出、貸付金の回収による収入その他投資活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百十五条 第百十二条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、社債の発行による収入、社債の償還による支出、株式の発行に

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百二条 (略)

(投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百三条 第百一条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券(現金同等物を除く。以下この条において同じ。)の取得による支出、有価証券の売却による収入、有形固定資産の取得による支出、有形固定資産の売却による収入、投資有価証券の取得による支出、投資有価証券の売却による収入、貸付けによる支出、貸付金の回収による収入その他投資活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百四条 第百一条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、社債の発行による収入、社債の償還による支出、株式の発行による

よる収入、自己株式の取得による支出その他財務活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

(現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載)

第百十六条 第百十二条第四号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算差額の区分には、外貨建ての資金の円貨への換算による差額を記載するものとする。

2 第百十二条第五号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額の区分には、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収支差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算による差額を加算又は減算した額を記載するものとする。

(利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第百十七条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。

- 一 利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

収入、自己株式の取得による支出その他財務活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

(現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載)

第百五条 第百一条第四号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算差額の区分には、外貨建ての資金の円貨への換算による差額を記載するものとする。

2 第百一条第五号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額の区分には、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収支差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算による差額を加算又は減算した額を記載するものとする。

(利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第百六条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。

- 一 利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第百一条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

二 利息及び配当金の受取額は第百十二条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

(事業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第百十八条 事業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローは、第百十二条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分にその内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第百十九条 (略)

2 前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行による資産(現金及び現金同等物を除く。)の取得、合併その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

(削る)

(削る)

二 利息及び配当金の受取額は第百一条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

(営業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第百七条 営業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローは、第百一条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分にその内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第百八条 (略)

2 前項第三号に掲げる非資金取引とは、商法第三百四十一条第三項第八号に掲げる事項の定めのある新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行による資産(現金及び現金同等物を除く。)の取得、合併その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

第百九条 削除

第五章 利益処分計算書又は損失処理計算書

(削る)

第一節 総則

(削る)

(利益処分計算書又は損失処理計算書の記載方法)

第百十条 利益処分計算書又は損失処理計算書の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2 利益処分計算書又は損失処理計算書は、様式第六号又は第七号により記載するものとする。

(削る)

第百十一条 当期末処分利益の処分については、本章第二節の規定による利益処分計算書を作成し、当期末処理損失の処理については、本章第三節の規定による損失処理計算書を作成しなければならない。

(削る)

第二節 利益処分計算書

(利益処分に関する表示方法)

(削る)

第百十二条 利益処分計算書に記載する利益処分の内容は、次に掲げる科目をもつて掲記しなければならない。

一 当期末処分利益

二 利益処分額

三 次期繰越利益

2 その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、前項の規

定により記載したものと区分し、次に掲げる科目をもつて掲記しなければならぬ。

- 一 其他資本剰余金
- 二 其他資本剰余金処分額
- 三 其他資本剰余金次期繰越額

(削る)

第百十三条 第六十五条第二号の任意積立金を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一項第一号の当期未処分利益に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(削る)

(利益処分額の区分表示)

第百十四条 第百十二条第一項第二号の利益処分額は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 利益準備金
- 二 配当金
- 三 役員賞与金
- 四 資本金
- 五 任意積立金
- 六 その他

2 第六十六条の規定は、前項第五号の任意積立金の記載について準用する。

(削る)

第三節 損失処理計算書

(削る)

(損失処理に関する表示方法)

第百十五条 損失処理計算書に記載する損失処理の内容は、次に掲げる科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 当期末処理損失
- 二 損失処理額
- 三 次期繰越損失

2 其他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、前項の規定により記載したものと区分し、次に掲げる科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 其他資本剰余金
- 二 其他資本剰余金処分額
- 三 其他資本剰余金次期繰越額

(損失処理額の区分表示)

第百十六条 前条第一項第二号の損失処理額は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 任意積立金取崩額
- 二 其他資本剰余金取崩額
- 三 利益準備金取崩額
- 四 資本準備金取崩額

(削る)

(附属明細表の記載方法)

第二百二十条 (略)

(附属明細表の種類)

第二百二十一条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。ただし、財務諸表の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第三号及び第四号に掲げる附属明細表については作成を要しない。

一 四 (略)

(削る)

五 (略)

2 前項各号の附属明細表の様式は、様式第七号から第十一号までに定めるところによる。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 (略)

二 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)又は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の適用を受け

(附属明細表の記載方法)

第一百七十七条 (略)

(附属明細表の種類)

第一百八十条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。ただし、財務諸表の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第三号及び第四号に掲げる附属明細表については作成を要しない。

一 四 (略)

五 資本金等明細表

六 (略)

2 前項各号の附属明細表の様式は、様式第八号から第十三号までに定めるところによる。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百九十条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 (略)

二 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)又は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の適用を受け

る株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の適用を受ける指定法人については、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

三 (略)

四 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の適用を受ける株式会社については、同規則に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける

る株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の適用を受ける指定法人については、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、指定法人が同条第一項第五号に掲げる附属明細表を作成する場合には、同条第二項に定める様式に準じて作成するものとし、様式第十二号記載上の注意中「利益処分」とあるのは「利益処分又は剰余金処分」と読み替えるものとする。

三 (略)

四 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の適用を受ける株式会社については、同規則に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける

株式会社又は指定法人については、同規則に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜二 (略)

(削る)

六の二 ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ハ (略)

(削る)

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

株式会社又は指定法人については、同規則に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、指定法人が同条第一項第五号に掲げる附属明細表を作成する場合には、同条第二項に定める様式に準じて作成するものとし、様式第十二号中「利益準備金」とあるのは「損失てん補準備金」と、「利益処分」とあるのは「剰余金処分」と読み替えるものとする。

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜二 (略)

ホ 資本金等明細表

六の二 ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ハ (略)

ニ 資本金等明細表

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ）ト (略)

(削る)

(削る)

チ (略)

八 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第

号）の適用を受ける特定目的会社については、前条第一項第一号から第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。

九 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第 号

）の適用を受ける投資法人については、同規則に定める様式による有価証券明細表、特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表のうち総括表、その他特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十

イ）ト (略)

チ 資本金明細表

リ 資本剰余金明細表

ヌ (略)

八 特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属

明細書に関する規則（平成十年総理府令・大蔵省令第十号）の適用を受ける特定目的会社については、前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するとともに、同条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとし、前条第一項第五号に規定する附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、様式第十二号中「利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替えるものとする。

九 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の

分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三十四号）の適用を受ける投資法人については、同令に定める様式による有価証券明細表、特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表のうち総括表、その

八号) 第二条第一項に規定する特定資産をいう。次条第二号において同じ。) の明細表、投資法人債明細表及び借入金明細表を作成するものとする。

十 (略)

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十三条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 特定目的信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、第二百一十一条第一項第一号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。

二 (略)

他特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二条第一項に規定する特定資産をいう。次条第二号において同じ。) の明細表、投資法人債明細表、借入金明細表並びに出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表を作成するものとする。

十 (略)

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 特定目的信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、第一百八条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。同条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとし、同条第一項第五号に規定する附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、様式第十二号中「資本金」とあるのは「受益権」と、「利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替えるものとする。

二 (略)

(附属明細表の作成の省略)

第百二十四条 有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第一号の附属明細表の作成を省略することができる。

(削る)

第百二十五条 当該事業年度末及び直前事業年度末における短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。）の金額が当該各事業年度末における負債及び資本の合計額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

(削る)

第百二十六条 第百二十四条及び第百二十五条の規定により附属明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

(削る)

(附属明細表の作成の省略)

第百二十一条 有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第百十八条第一項第一号の附属明細表の作成を省略することができる。

第百二十二条 削除

第百二十三条 当該事業年度末及び直前事業年度末における短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。）の金額が当該各事業年度末における負債及び資本の合計額の百分の一以下である場合には、第百十八条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

第百二十四条 削除

第百二十五条 第百二十一条及び第百二十三条の規定により附属明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

第百二十六条 削除

—